# 厚木市で発生した駐車場火災の概要について 今和5年9月28日時点

写真提供:厚木市消防本部

#### 発生日時等

発生時刻:令和5年8月20日(日)14時40分 覚知時刻: "14時46分 鎮圧時刻: "18時17分 鎮火時刻: "18時41分

#### 発生場所

神奈川県厚木市下荻野1200-13

#### 火元建物概要

用途:消防法施行令別表第1(13)項イ 駐車場(二層三段の自走式駐車場)

構造:鉄骨造(準耐火構造) 階数:地上2階建て(屋上あり) 面積:延べ面積 7,963,06㎡

防火管理:消防法施行令第2条により防火管理者選任義務対象物

防火管理者選任 : 有 消防計画 : 届出済

消防用設備等:消火器、移動式粉末消火設備、自動火災報知設備、誘導標識

#### 被害状況

人的被害:なし

物的被害:駐車場約4,000㎡焼損 車両152台焼損

消防活動状況:出動消防車両22台

### 消防庁の対応

8月21日(月)消防庁予防課において情報収集を実施

8月22日(火)消防庁予防課職員2名、消防研究センター5名を情報収集のため

現地に派遣

8月23日(水)消防研究センター6名を情報収集のため現地に派遣



<建物外観(火災時)>



<建物内部(火災後)>

最近の車両は樹脂製部品等の燃えやすい材料が多く使用され、延焼拡大する可能性があることから、駐車場から出火した際は、<u>迅速かつ適切な通報及び初期消火が重要</u>である。

火災原因等について調査中であるが、当面、類似の自走式駐車場に対し、<u>車両火災を想定した自衛消防訓練の実施</u>を指導するよう機会を捉えて周知している。

別添

## 令和5年秋季全国火災予防運動実施要綱について

1~3 (略)

- 4 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - (1) 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底

ア〜カ (略)

キ 大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底

倉庫には、大量の可燃物が保管されている。また、<u>駐車場には、多数の車両が駐車されており、燃料や樹脂製部品等の可燃物が存在する。</u>このため、出火した場合、延焼拡大しやすいことから、平素からの火気、可燃物の管理や、自動火災報知設備等による早期覚知が重要である。

また、火災の初期拡大を防止するためには、<u>従業員等が火災発見時に躊躇することなく適切な通報を行う</u>とともに、屋内消火栓設備、<u>粉末消火設備及び泡消火設備等を用いた迅速、かつ、適切な初期消火の実</u>施体制の確保が非常に重要である。

そのためには、防火管理者が中心となって、自衛消防組織等と協力して、<u>出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等を事前に把握し、必要に応じて消防計画に具体的な内容を追加するとともに消防訓練を</u>実施する等の必要な対策を講じることが重要である。

以下(略)